

第50回人口・社会統計部会の審議において整理、報告等が求められた事項に対する回答

I 計画の変更

2 調査票（学校調査票（幼保連携型認定こども園）の新設

(3) 「5 認可定員」及び「6 利用定員」

(指摘事項)

認可定員及び利用定員に関する調査方法について、文部科学省において整理・検討の上、その結果を次回部会において報告すること。

(回答)

御指摘のとおり、認可定員についても、利用定員の区分に合わせて調査することも有用と考えている。しかしながら、27年度調査の変更に係る予算額の状況等もあり、今回は対応できないため、今後の調査において対応する方向で検討してまいりたい。

(参考)

○認可定員： 設置認可権者（私立の新幼保こども園の場合は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長）による認可を受けた定員（収容定員）。

認可定員（認可上の受入れ可能な人数の上限）の規模別の学校数の内訳を調査し、新幼保こども園における教育・保育の全国的な提供体制の確保状況を把握するために必要である。

○利用定員： 施設型給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設に対して、当該施設の設置者（学校法人等）の申請により、施設型給付（公費支援）の対象施設として確認を行う際に、1～3号認定こどもの区分ごとに定める定員。

施設型給付は1～3号認定の区分や利用定員の規模によって給付単価が異なるため、認定区分別の利用定員の設定状況を把握するために必要である。

○実際の利用者数（実員）

： 新幼保こども園に現に在籍する園児数（実利用人数）。

新幼保こども園の実利用人数を調査することにより、施設の利用状況等を把握するために必要である。

(4) 「7 教員数」

(指摘事項)

職種、常勤・非常勤、本務・兼務等の別でどのような者がどこのカテゴリーに該当することになるのかが分かる一覧表を作成するとともに、短時間勤務者を把握するための項目の追加が可能かということについて整理・検討の上、その結果を次回部会において報告すること。

(回答)

御指摘を踏まえ、調査票案について、職員欄に設定していた「保育士」を「教育・保育職員数」欄の「本務者」欄の並びに修正し、短時間勤務の保育士も調査できるよう「兼務者」欄に「保育士」欄を作成した。(下図1(資料1-2)のとおり)

また、本調査における職種、常勤・非常勤、本務・兼務等の別でどのような者がどこのカテゴリーに該当することになるのかが分かる一覧表を作成した。(下図2(資料1-4)、下図3(資料1-3)のとおり)

なお、学校基本調査においては、本務・兼務という区分で調査してきており、常勤・非常勤という区分とすると、定義が変わってしまい、時系列比較ができなくなるだけでなく、他の学校種の調査票との共通性が図れないことから、常勤・非常勤という区分に変更することは困難である。

図1 調査票修正案

		7 教育・保育職員数																																						
		本務者(休職者等を含む。)												兼務者(休職者等を除く。)																										
性別	男女	園長	副園長	教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保育教諭	助保育教諭	主幹養護教諭	養護教諭	養護助教諭	主幹栄養教諭	栄養教諭	講師	計	教諭等	保育士	補助保育員	教諭	園長	副園長	教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保育教諭	助保育教諭	主幹養護教諭	養護教諭	養護助教諭	主幹栄養教諭	栄養教諭	講師	計	教諭等	保育士	補助保育員				
		男																																						
女																																								

		8 その他の職員数 (本務者のみ)					
性別	男女	事務職員	(看護師等)	養護職員	調理員	等(用務員・警備員他)	計
		男					
女							

図2 各調査票における職員対照表

各調査票における職員対照表（新幼保こども園 ⇄ 幼稚園・保育所）		
幼稚園調査票（学校基本調査）	新幼保こども園調査票(案)（学校基本調査）	【参考】 保育所調査票（社会福祉施設等調査）*6)
園長	園長	施設長
副園長	副園長	その他の職員
教頭	教頭	
主幹教諭	主幹保育教諭 (*1)	保育士
(養護教諭の普通免許状保有者)	主幹養護教諭	
(栄養教諭の普通免許状保有者)	主幹栄養教諭	栄養士
指導教諭	指導保育教諭 (*1)	保育士
教諭	保育教諭 (*1)	保育士
助教諭	助保育教諭 (*2)	保育士
養護教諭	養護教諭	
養護助教諭	養護助教諭	
栄養教諭	栄養教諭	栄養士
講師	講師 (*1) (*2)	保育士
教諭等	教諭等 (*3) (*5)	
	保育士 (*4) (*5)	保育士
教育補助員	教育・保育補助員	その他の職員
事務職員	事務職員	事務員
養護職員(看護師等)	養護職員(看護師等)	看護師
	調理員	調理員
その他の職員(用務員・警備員等)	その他の職員(用務員・警備員等)	その他の職員

*1 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る)は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者でなければならない。(認定こども園法一部改正法第15条第1項)

*2 助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る)は、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者でなければならない。(同法第15条第4項)

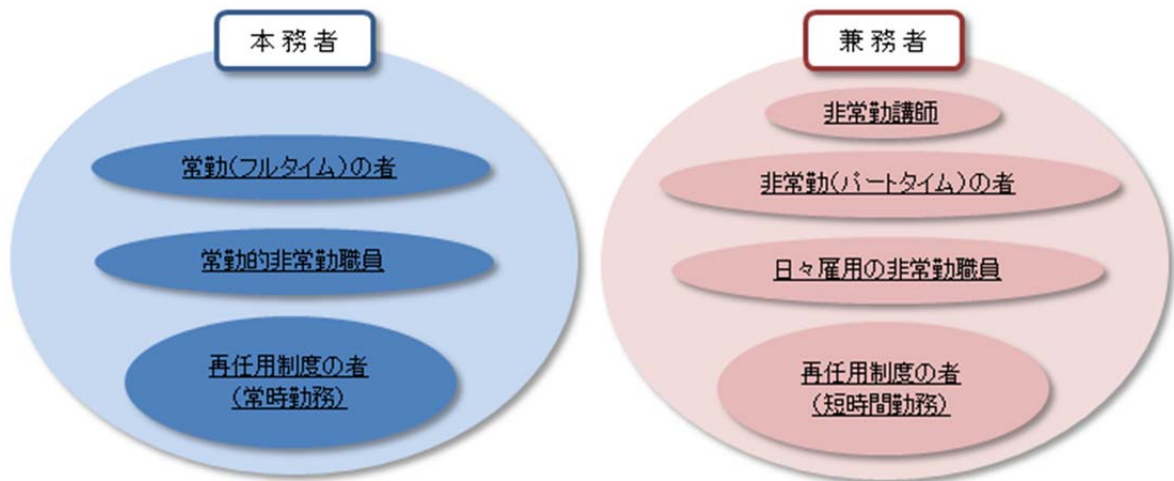
*3 保育士登録を受けていないため、保育教諭等ではなく、主幹教諭、指導教諭、教諭又は助教諭の発令を受けた者が該当する。

*4 幼稚園の教諭の普通免許状(又は助教諭の臨時免許状)を有していないため、保育教諭等ではなく、保育士の発令を受けた者が該当する。

*5 法施行後5年間は、特例措置により、保育教諭等になることができる。(同法附則第5条)

*6 現在の保育所調査票で把握する職種について、新幼保こども園調査票の職員に相当すると思われるものを記述している。

図3 本務者と兼務者について



(5) 「8 職員数」

(指摘事項)

職員についても教員数の場合と同様の一覧表を作成し、次回部会において報告すること。

(回答)

(4) 「7 教員数」でお示したとおり、職員についても、本調査における職種、常勤・非常勤、本務・兼務等の別でどのような者がどこのカテゴリーに該当することになるのかが分かる一覧表を作成した。(下図4(資料1-4)のとおり)

図4 各調査票における職員対照表

各調査票における職員対照表（新幼保こども園 ⇄ 幼稚園・保育所）		
幼稚園調査票（学校基本調査）	新幼保こども園調査票(案)（学校基本調査）	【参考】 保育所調査票（社会福祉施設等調査）*6
園長	園長	施設長
副園長	副園長	その他の職員
教頭	教頭	
主幹教諭	主幹保育教諭 (*1)	保育士
(養護教諭の普通免許状保有者)	主幹養護教諭	
(栄養教諭の普通免許状保有者)	主幹栄養教諭	栄養士
指導教諭	指導保育教諭 (*1)	保育士
教諭	保育教諭 (*1)	保育士
助教諭	助保育教諭 (*2)	保育士
養護教諭	養護教諭	
養護助教諭	養護助教諭	
栄養教諭	栄養教諭	栄養士
講師	講師 (*1) (*2)	保育士
教諭等	教諭等 (*3) (*5)	
	保育士 (*4) (*5)	保育士
教育補助員	教育・保育補助員	その他の職員
事務職員	事務職員	事務員
養護職員(看護師等)	養護職員(看護師等)	看護師
	調理員	調理員
その他の職員(用務員・警備員等)	その他の職員(用務員・警備員等)	その他の職員

*1 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る)は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者でなければならない。(認定こども園法一部改正法第15条第1項)

*2 助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る)は、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者でなければならない。(同法第15条第4項)

*3 保育士登録を受けていないため、保育教諭等ではなく、主幹教諭、指導教諭、教諭又は助教諭の発令を受けた者が該当する。

*4 幼稚園の教諭の普通免許状(又は助教諭の臨時免許状)を有していないため、保育教諭等ではなく、保育士の発令を受けた者が該当する。

*5 法施行後5年間は、特例措置により、保育教諭等になることができる。(同法附則第5条)

*6 現在の保育所調査票で把握する職種について、新幼保こども園調査票の職員に相当すると思われるものを記述している。

(6) 「9 休職等教員数」及び「10 産休代替等教職員数」

(指摘事項)

結核感染者の過去10年間分のデータの提示、休職理由の区分に関する再検討及び男女別の把握の必要性について、文部科学省において整理の上、次回部会において報告すること

(回答)

結核感染者の過去データについては、資料1-5のとおり。

日本の結核罹患率としては減少傾向にあるが、国内では未だ年間2万1千人以上の結核患者が新たに登録されている状況である。このような状況を踏まえると、他の疾病に比べて罹患した場合に、児童生徒に与える影響が大きいことから、現時点では削除すべきでなく、引き続き当該調査にて実態を把握し、動向を注視していく必要があると考えている。

また、精神疾患については、他の学校種の調査票にも共通して追加が必要な調査項目となるため、予算額の状況等もあり、今回は対応できない。しかしながら、文部科学省の行政調査にて、公立小学校・中学校・高等学校の教員については調査していることから、今後、当該行政調査で調査できるかどうかについて検討したい。

介護休業については、取得形態が多様であること、現時点において取得率が低いこと、また、他の学校種の調査票にも共通して追加が必要な調査項目であるため、予算額の状況等もあり、今回は対応できない。しかしながら、介護休業取得者数は、今後増加が見込まれることから、まずは、省内の行政調査等で調査できるかどうか検討したい。

詳細データ③

男女別介護休業取得率

(単位：%)

	女性常用労働者に占める 介護休業取得者の割合	男性常用労働者に占める 介護休業取得者の割合
2002年度	0.08	0.03
2005年度	0.08	0.02
2008年度	0.11	0.03
2012年度	0.12	0.02

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「女性雇用管理基本調査」(2002年度、2005年度)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局「雇用均等基本調査」(2008年度、2012年度)

(出典) 平成 25 年度 厚生労働白書

(参考) 育児休業取得者については、義務教育諸学校等の女子教育職員の特殊性に鑑み、業務の円滑な実施を確保することを目的として「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」が制定されたことから、昭和 51 年度調査より、当該法律の第 3 条の規定により育児休業の許可を受けて休業している者の数を調査することとした。

昭和 51 年当時の幼稚園における本務教員の育児休業取得者数の数値は、106 人 (0.1%)

(注) 当該法律は、昭和 50 年 7 月 11 日法律第 62 号により、昭和 51 年 4 月 1 日に施行され、平成 3 年 12 月 24 日法律第 110 号の「地方公務員の育児休業等に関する法律」が平成 4 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、平成 3 年 12 月 24 日法律第 112 号により廃止された。

また、当該欄の男女別については、男女共同参画やジェンダー統計の観点から重要と認識しているが、他の学校種の調査票にも共通して追加が必要な調査項目であるため、予算額の状況等もあり、今回は対応できない。しかしながら、男性の育児休業者等も今後増加することが見込まれることから、今後の調査において対応できるかどうか検討したい。

(7) 「11 学級別年齢別在園者数（1号認定及び2号認定）」、(9) 「13 修了者数」及び(10) その他

(指摘事項)

学級別年齢別在園者数及び修了者数の「記入の手引」及び制度の新設に伴う新幼保こども園への園児の入園パターンのフローと当該園児に関する本調査の中での取扱いに関する資料を作成し、次回部会において報告すること

(回答)

学級別年齢別在園者数及び修了者数の「記入の手引」については、資料1-6のとおり。制度の新設に伴う新幼保こども園への園児の入園パターンのフローと当該園児に関する本調査の中での取扱いに関する資料については、下図5（資料1-7）のとおり。

図5 学級別在園者数に係る前身施設との関係

